

委員会提出議案第6号

持続可能な二次救急医療体制の構築に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり提出する。

令和8年9月17日

東広島市議会議長 奥 谷 求 様

提 出 者 東広島市議会文教厚生委員会
委員長 景 山 浩

(提案理由)

文教厚生委員会において実施した所管事務調査の結果、持続的な救急医療体制を維持するため、本市の病院群輪番制病院運営事業に対する補助に関して、社会経済情勢や医療従事者の人件費の動向を踏まえ、その在り方を検証し、必要な見直しを図ることについて、執行部に求める必要があると認められたため、決議を行うことについて議会の議決を求めるものである。

持続可能な二次救急医療体制の構築に関する決議

近年、地域医療を取り巻く環境は、人口構造の変化や医師の働き方改革への対応に加え、医療従事者の確保が困難となるなど、大きく変化しており、地域医療の維持は年々厳しさを増している。このような中にあっても、市民の生命と健康を守るため、夜間及び休日を含めた救急医療体制の確保は不可欠であり、とりわけ、二次救急医療体制は、入院治療を必要とする救急患者を受け入れる地域医療の重要な基盤である。このため、将来にわたり安定した救急医療を提供できる持続可能な二次救急医療体制の構築が求められている。

こうした中、本市では、東広島地区及び竹原地区において実施されている病院群輪番制病院運営事業に対し補助を行い、二次救急医療体制の確保を図っている。

病院群輪番制病院等運営事業は、地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による入院を要する救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的として整備され、昭和52年7月に国において補助制度が創設された。

その後、平成17年には、国の三位一体改革等に伴い、病院群輪番制病院運営事業に係る補助制度が一般財源化されるとともに、事務が広島県から東広島市へ移譲され、現在まで本市が事務を継続している。

補助基準額について見ると、昭和52年当時の補助基準額は確認できないものの、平成10年6月時点の補助基準額は1日当たり72,270円、平成17年に東広島市が事務移譲を受けてから現在までの補助基準額は1日当たり71,040円であり、大きな見直しが行われていない状況にある。この補助基準額は、医師、看護師及びパラメディカルの1日当たりの人件費を基に算定されているが、事務移譲から20年以上が経過する中で、近年の物価高騰や人手不足を背景に、医療従事者の人件費を取り巻く環境は大きく変化している。したがって、今後も持続可能な二次救急医療体制を維持し、市民が安心して救急医療を受けられる環境を確保するためには、補助制度の見直しが必要である。

こうした状況を踏まえ、本市議会は、持続的な救急医療体制を維持するため、本

市の病院群輪番制病院運営事業に対する補助について、社会経済情勢や医療従事者の人件費の動向を踏まえ、その在り方を検証し、必要な見直しを図ることを強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

東 広 島 市 議 会